西武造園株式会社

建設業法に基づく監督処分について

西武造園株式会社(本社:東京都豊島区、取締役社長:大嶋 聡)では、施工管理技士をはじめとする資格取得時における実務経験不備について、2021年3月12日に公表いたしましたが、本件に関し、本日、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申しあげます。 当社においては、2021年3月12日に公表した再発防止策の徹底に取り組んでまいりましたが、今般の処分を厳 粛に受け止め、引き続き信頼回復に努めてまいります。

記

処分の概要

【建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分】

- (1)今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ・今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ・建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下、「研修等」という。)の計画を 作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - ・社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- ②前項各号について講じた措置(当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。)について、文書をもって速やかに報告すること。
- ③理 由 建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。

【建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令】

- ①停止の対象となる営業の範囲
 - 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県における造園工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
- ②期 間 2023年8月5日から2023年8月26日までの22日間
- ③理 由 建設業法第 26 条第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事 現場に配置していた。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

以上